

2 女性活躍をどうやって進めたらいいの？

◆ 女性活躍へのステップ



一般事業主行動計画を策定しましょう!!

常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主には行動計画の策定が義務づけられています。小山市は従業員300人以下の事業所がほとんどですが、事業所の規模にかかわらず、「行動計画」の策定・公表に積極的に取り組みましょう!



【課題分析のために必ず把握すべき項目(基礎項目)】

- ①採用した労働者に占める女性労働者の割合 ②男女の平均継続勤務年数の差異
 ③労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況 ④管理職に占める女性労働者の割合

【行動計画の内容】

- (a) 計画期間:概ね2~5年間
 (b) 数値目標:状況把握、課題分析の結果から最も大きな課題と考えられるものを1つ以上設定
 (c) 取組内容:実施期間
 (b)で設定した数値目標の達成に向けてどのような取組をどの時期に実施するか検討

【社内周知】

事業所内の掲示、イントラネットへの掲載などを行い、すべての労働者に周知する

【外部公表】

行動計画について、女性の活躍推進企業データベース(厚生労働省運営)への掲載、自社のホームページへの掲載などを行い、求職者などの外部の者でも取組を知ることができるようにする

【労働局への届出】

厚生労働省栃木労働局 雇用環境・均等室へ届け出る

【情報の公表】

課題分析のために把握した基礎項目など14項目から1つ以上の情報を公表項目として選択し、その現状値を女性の活躍推進企業データベース(厚生労働省運営)や自社のホームページに掲載する



行動計画支援のためのマニュアルやツールが掲載されています!
 ▶ 厚生労働省ホームページ「女性活躍推進法特集ページ」へ